

国際出願促進交付金交付要綱

平成26年	3月 5日	20140219特第3号
平成27年	3月13日	20150304特第2号 (改正)
平成30年	6月27日	20180618特第2号 (改正)
平成31年	3月 8日	20190226特許1号 (改正)
令和 2年	3月 5日	20200212特許3号 (改正)
令和 3年	3月16日	20210303特許2号 (改正)
令和 4年	6月17日	20220603特許5号 (改正)
令和 5年	3月20日	20230228特許3号 (改正)

国際出願促進交付金交付要綱

(通則)

第1条 国際出願促進交付金（以下「交付金」という。）については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「国際出願」とは、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号。以下「国際出願法」という。）第2条に規定する国際出願（日本語でされた国際出願に限る。）をいう。

2 この要綱において、「国際予備審査」とは、国際出願法第10条に規定する国際予備審査（日本語でされた国際出願に係る国際予備審査に限る。）をいう。

3 この要綱において、「国際出願手数料」とは、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和53年経済産業省令第34号。以下「国際出願法施行規則」という。）第79条に規定する国際出願手数料をいう。

4 この要綱において、「取扱手数料」とは、国際出願法施行規則第81条に規定する取扱手数料をいう。

(交付の目的)

第3条 交付金は、国際出願をする中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して定める者に対し、国際出願又は国際予備審査の請求に要する経費の一部を交付することにより、国際出願を促進することを目的とする。

(交付対象)

第4条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特許法施行令（昭和35年政令第16号。以下「特許法施行令」という。）第10条各号のいずれかに該当する者とする。ただし、別紙交付申請に関する誓約事項（7）に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本交付金の交付対象としない。

2 交付金の交付対象となる手数料は、前項の要件に該当する者が、国際出願又はその国際出願について国際予備審査の請求をした場合において納付した国際出願手数料又は取扱手数料とする。

3 本交付金は、令和5年12月31日までにされた前項の国際出願又は国際予備審査の請求を交付対象とし、令和6年1月1日以後にする国際出願又は国際予備審査の請求については適用しない。

(交付額)

第5条 交付金の交付額は、国際出願手数料又は取扱手数料のうち、別表に定める額とする。

- 2 前項の交付額は、申請者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、前項の規定にかかわらず、申請者ごとに同項に規定する交付額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とする。
- 3 前2項の規定により算定した手数料の金額に10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 交付の申請は、1つの国際出願につき、国際出願手数料又は取扱手数料ごとに1件までとする。

- 2 申請者は、様式第1による国際出願促進交付金交付申請書（以下「申請書」という。）を書面により特許庁長官（以下「長官」という。）に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する申請書は、国際出願手数料を交付対象とする場合は、国際出願を長官が受理した旨を通知した後であって国際出願手数料を納付した日から6月以内に、取扱手数料を交付対象とする場合は、国際予備審査請求書を長官が受理した旨を通知した後であって取扱手数料を納付した日から6月以内に長官に到達するように提出しなければならない。
- 4 申請者は、第2項の規定による申請書に、申請者が特許法施行令第10条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面として特許法施行規則（昭和35年省令第10号）第74条の2各号に掲げる書面を添付して、長官に提出しなければならない。ただし、長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。
- 5 申請者は、別紙記載の交付申請に関する誓約事項について交付申請前に確認しなければならず、申請書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 6 長官は、申請書に記載された事項について必要があると認めるときは、その事実について証明する書面の提出を求めることができる。

(代理人又は代表者の選任等)

第7条 申請者は、その者が記名した申請書においてその代理人又は代表者の選任を届け出ることができる。

- 2 前項の規定による届出をしなかった者がその代理人又は代表者の選任を届け出るときは、書面によりしなければならない。
- 3 申請者がその代理人又は代表者の選任を届け出た後に、それぞれ、代理人又は代表者の選任を更に届け出たときは、その届出の書面に先の届出に係る代理人又は代表者を引き続き代理人又は代表者とする旨の記載がある場合を除き、先の届出は取り下げられたものとみなす。
- 4 申請者の代理人又は代表者の解任又は辞任を届け出るときは、書面によりしなければならない。

(申請書の提出期間の特例)

第8条 申請者又は代理人の住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）の属する地又は滞在地において戦争、革命、暴動、同盟罷業、天災、電気通信回線の故障、感染症の拡大その他これらに類する事由により、当該申請者又は代理人が第6条第3項に定める提出期間内に申請書を長官

に提出することができなかつたときは、申請者は、長官に対し、その旨及び当該事由がなくなつた後できる限り速やかに当該申請書を提出したことを証明する証拠を、当該提出期間の経過後6月以内に限り、提出することができる。ただし、当該証明する証拠については、長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。この場合において、申請者は、当該提出期間内に申請書を長官に提出することができなかつた理由が、長官が証拠の提出の省略を認める理由によるものである旨を、当該申請書に記載しなければならない。

- 2 長官は、前項の規定により提出された証拠により、申請者又は代理人が申請書をその提出期間内に長官に提出することができなかつた原因が同項に規定する事由によるものであると認められ、かつ、申請者が当該事由がなくなつた後できる限り速やかに当該申請書を提出したことを証明したときは、その申請書をこの提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。
- 3 長官は、第1項に掲げる事象が特許庁の業務に影響を及ぼし、第6条第3項に定める提出期間内に申請者が申請書を長官に提出できないような全般的な混乱が生じている場合は、二月を超えない範囲内で、第6条第3項に定める提出期間を延長することができる。
- 4 長官は、必要があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

(交付決定の通知及び交付金の交付)

第9条 長官は、第6条第2項の規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請書の内容を審査し、予算の範囲内で交付金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、申請者（申請者が二人以上であるときは、申請書に掲げた代表者又は筆頭の申請者）に対し様式第2による交付金交付決定通知書を通知した上で、交付金を交付する。

- 2 第6条第2項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。
- 3 長官は、必要と認める場合には、交付申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して交付決定をすることができる。

(交付決定の取消等)

第10条 長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 申請者が、本要綱又は本要綱に基づく長官の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 申請者が、別紙に関する誓約事項に違反した場合。
- (3) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、当該交付金の交付に係る要件を満たさないことが判明した場合又は特別の必要が生じた場合。

- 2 長官は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 長官は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、長官から交付金の返還を命ぜ

られた者は納付した金額が返還を命ぜられた交付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた交付金の額に充てられたものとする。

- 5 長官から交付金の返還を命ぜられた者が、これを納期日までに納付しなかったときは、長官は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき民法第404条に規定する法定利率で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- 6 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた交付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 7 長官は、第3項又は第5項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(関連書類等の保存期間)

第11条 交付金の交付を受けた者は、当該交付金の交付に関する書類を、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関するその他の必要な事項は、長官が必要に応じて定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による規定は、この要綱の施行の日以後にする交付の申請について適用し、施行の日前にした交付の申請について、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に生じた加算金又は延滞金の計算については、第10条第3項又は第

5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

交付申請に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、交付金の交付の申請をするに当たって、また、交付金の交付の完了後においては、下記の事項について誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 国際出願促進交付金に関する報告や調査について、長官から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 交付金の交付に関する書類等を交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管し、長官から求めがあった場合には、提出します。
- (3) 以下の場合には、交付金を返還します。
 - ① 交付申請書、その他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - ② 対象手数料を適正に納付していないことが判明した場合
 - ③ 必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合
 - ④ 長官による調査に応じない場合
- (4) 交付金を受領する者（口座名義人）は、申請者若しくは代理人、申請者若しくは代理人が所属する法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）又は申請者若しくは代理人に所属する者です。
- (5) 交付金の交付の申請及び交付金の受領に係る申請者間の諸権利の侵害等の法的トラブルが発生した場合、全ての責任を負います。
- (6) 以下の国際出願促進交付金の交付に係る個人情報の取扱いについて同意します。

特許庁は、国際出願促進交付金を交付するために、申請者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、交付金の交付に係る交付事務のために利用しません。
- (7) 以下のいずれにも該当しません。
 - ① 法人等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

- ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

別表（第5条関係）

要件	交付額
①特許法施行令第10条第1号関係 （中小企業者）	1 / 2 に相当する額
②特許法施行令第10条第2号関係 （特定中小企業者）	1 / 2 に相当する額
③特許法施行令第10条第3号関係 （試験研究機関等）	1 / 2 に相当する額
④特許法施行令第10条第4号関係 （小規模企業）	2 / 3 に相当する額
⑤特許法施行令第10条第5号関係 （中小ベンチャー企業）	2 / 3 に相当する額
⑥特許法施行令第10条第6号関係 （福島関連企業）	3 / 4 に相当する額

（注1）上記要件は、申請書が長官に到達した日において満たしている必要があります。

（注2）交付金の交付対象となる者を含む共有出願について「持分の定め」があるときは、その持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額が交付額となります。

特許庁記入欄		
受付番号		
文書番号	特許	号

様式第 1

年 月 日

国際出願促進交付金交付申請書

特許庁長官 殿

申請者 住所
氏名

代理人 住所
氏名

国際出願促進交付金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、国際出願促進交付金の交付について、同条第 5 項に基づき交付申請に関する誓約事項について同意の上、下記のとおり申請します。

記

1. 出願概要

国際出願番号	PCT / JP 20 /
国際出願日	年 月 日
交付対象手数料	<input type="checkbox"/> 国際出願手数料 ・ <input type="checkbox"/> 取扱手数料
納付済金額	円

2. 出願人構成

氏名又は名称	持分割合	申請要件
/	/	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有： 号 (交付割合 /)
/	/	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有： 号 (交付割合 /)
/	/	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有： 号 (交付割合 /)
/	/	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有： 号 (交付割合 /)
/	/	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有： 号 (交付割合 /)

3. 振込先口座

金融機関名 口座種別	銀行	支店	<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座
口座番号			
(フリガナ) 口座名義人			
連絡先	T E L	—	—
交付申請額	円		

(注1) 申請は、1つの国際出願につき、国際出願手数料又は取扱手数料ごとに1件までとします。

(注2) 申請者及び代理人の「氏名」は、法人にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。

(注3) 申請者が複数人いる場合、次のように欄を繰り返し設けて、「申請者」欄に申請者全員を記載してください。

申請者	住所
	氏名
申請者	住所
	氏名

(注4) 代表者を申請人の中から選任している場合には、「申請者」欄を「代表申請者」と記載してください。

(注5) 代理人を選任してしない場合には、「代理人」欄を設けることは要しません。

(注6) 「2. 出願人構成」の「持分割合」の欄には、「○/○」のように出願人全員（交付対象とならない者を含む）の持分の割合をそれぞれ記載してください。ただし、出願人が1人の場合には、空欄のままにしてください。

(注7) 「2. 出願人構成」の「交付割合」の欄には、別表（第5条関係）にて規定している交付額の割合を「○/○」のように記載してください。

(注8) 「2. 出願人構成」の欄は、出願人の数に応じて記入欄を増減させて差し支えありません。

(注9) 出願人が第4条第1項に規定する申請者の要件に該当しない場合には、「2. 出願人構成」の「申請要件」の欄には「無」をチェックしてください。

(注10) 出願人が第4条第1項に規定する申請者の要件に該当する場合には、「2. 出願人構成」の「申請要件」の欄には「有」をチェックするとともに、該当する条文の号及び号の細分並びに交付割合を記載してください。

(注11) 「3. 振込先口座」の欄には、申請者（代理人又は代表者を選任している場合には、なるべくその代理人又は代表者）の振込先口座を1つ記載してください。

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

特許庁長官 名

国際出願促進交付金交付決定通知書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで受理した国際出願促進交付金交付申請書については、国際出願促進交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第9条第1項の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 交付金の交付対象となる手数料の内容は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで受理した国際出願促進交付金交付申請書に記載のとおりとします。

国際出願番号 PCT/J P〇〇〇〇/〇〇〇〇〇〇
交付金の交付対象となる手数料 〇〇手数料
納付済金額 金〇〇〇, 〇〇〇円

2. 交付金の交付決定額は、次のとおりとします。

交付金の額 金〇〇, 〇〇〇円

3. 交付金の交付を受けた者は、交付要綱の定めるところに従わなければなりません。
なお、交付要綱に違反する行為がなされた場合、交付要綱第10条の規定により、交付決定の取消、交付金の返還の措置が講じられ得ることに留意してください。

責任者：特許庁審査業務部出願課国際出願室長 〇〇
担当者：〇〇、〇〇
電 話：03-3581-1101（内線2643）